

第1回市議会定例会を開催中

3月1日(月)～23日(火)

22年第1回市議会定例会が3月1日(月)～23日(火)の23日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の通りです。

▼東京都収益事業組合の解散について▼東京都収益事業組合の解散に伴う財産処分について▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を

勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市子ども家庭支援センター条例▼東久留米市立児童保育所設置条例の一部を改正する条例▼東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例▼東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例▼東久留米市職員の給与に関する条例▼東久留米市職員の給与に関する条例▼東久留米市職員の給与に関する条例

後期高齢者医療保険料特別徴収(年金天引き)の方へ仮徴収のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は、毎年7月に市民税の所得内容を基に決定します。そのため、特別徴収(年金天引き)で納付している方の4月・6月・8月の保険料は、仮徴収として2月と同額を納めていただきます。7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて、納めていただくこととなります。

現在、後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金天引き)で納付している方は、申し出により特別徴収を中止し、口座振替へ変更することができ



3月中旬に手続きをしていただいた場合、6月の特別徴収から中止になります。詳しくは同課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

納税にご協力ください

3月25日(木)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。

東京スター銀行における市税などの収納金取り扱い業務が停止します。3月31日(水)をもちまして、東京スター銀行の各本・支店窓口での、市税などの納付ができません。

国民健康保険

70歳～74歳で一部負担金の割合が「1割」の方へ、新しい被保険者証兼高齢受給者証を送付します

医療機関などでの窓口負担が20年4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、昨年度に引き続きこの見直しを凍結され、22年4月～23年3月までの1年間についても1割負担に据え置かれることになりました。それに伴い、3月31日で有効期限を迎える方に新しい被保険者証を送付し

更新による被保険者証の有効期限は、世帯の状況により異なる場合があります。有効期限が23年3月31日以前に設定されている方には、有効期限の到達に合わせて新しい被保険者証を順次送付します。また、高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月に見直されます。これは前年中の所得により判定されますが、この判定で一部負担金の割合が変更となる方には、変更した被保険者証を7月末までに送付する予定です。

募集

市立保育園 臨時栄養士 市立保育園では、産休・育休・病休などの代替として、臨時栄養士の登録を随時募集



「ねんきん定期便」が届いていない場合は、届いていない理由を教えてください。昨年4月から、国民年金と厚生年金の被保険者の誕生月に、日本年金機構(旧社会保険庁)から、「ねんきん定期便」が送られていきます。ねんきん定期便が届いていない場合は、日本年金機構に現住所が正しく登録されているか確認してください。また、年金を受給している方が住所を変更した場合も、武蔵野年金事務所への住所変更届が必要ですが、市保険年金課にも「年金受給者住所変更届」の届がきがあります。

《事前に電話でご予約を》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日等, 会場. Includes entries for 法律相談, 登記相談, 表示登記相談, 税務相談, etc.

4月のお気軽に無料相談

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 会場. Includes entries for 知的障害者相談, 身体障害者相談, etc.

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。